

私立高等学校納付金減免補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、経済的理由により修学に困難を來す生徒に対する修学奨励のため、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「納付金」とは、授業料から高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき支給される高等学校等就学支援金の額を控除した額及びその他の納付金のうち、学則等に額が明記され、学校法人会計に繰り入れる納付金をいう。ただし、入学時に納付することとされているものを除く。

(補助事業の内容)

第3条 岡山県内に高等学校を設置する学校法人が、当該高等学校に在学する生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条に規定する技能教育施設において履修する者を除く。）で、次の各号のいずれも該当する者の納付金を減免した場合には、当該減免額に対して補助金を交付する。

（1）本人及びその学資負担者が現住所を岡山県内に有すること。

学資負担者とは、保護者をいう。ただし、保護者がいない場合は、親権を有する者等、本人の学資を実際に負担している者をいう。

（2）全日制課程にあっては次の要件のいずれかに、通信制課程にあってはエ又はオに該当すること。

ア A該当 学資負担者の地方税法（昭和25年法律第226号）による道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が非課税であること。

イ B該当 学資負担者の地方税法による道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が85,500円未満（A該当の対象者を除く。）であること。

ウ C該当 学資負担者の地方税法による道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が2,57,500円未満（A該当又はB該当の対象者を除く。）であること。

エ その他特別の事情により、全日制課程にあっては上記ア、イ又はウに、通信制課程にあってはア又はイに相当すると認められる場合

オ 臨時該当

深刻な経済不況など知事が特別な措置を講ずべき事態が発生したと認め、上記アからエまでの要件とは別に、特別の要件を定めた場合に、当該要件を充足していること。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、学校法人が行う月額納付金減免額又は別表に定める月額減免単価のいずれか少ない額に、減免対象となる生徒が減免制度の適用を受ける月数を乗じて得た額の合計額とする。

(補助金の使途及び条件)

第5条 学校法人は、この補助金を経済的理由により修学に困難を來す生徒への修学奨励のための納付金減免に要する経費に充てなければならない。

2 知事は、学校法人に対し、交付に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 納付金減免事業実施計画総括表

(2) 納付金減免事業実施計画書

(3) その他知事が必要と認めた書類

(申請の取下げ)

第7条 規則第5条の規定により学校法人が、交付の決定内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた学校法人（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、交付決定を受けた補助金の額を上回らない場合で、補助目的を損なわない事業の細部の変更については、この限りでない。

(1) 納付金減免事業変更実施計画総括表

(2) 納付金減免事業変更実施計画書

(3) その他知事が必要と認めた書類

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況について知事から要求があったときは、速やかにその状況を記載した報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて補助事業の完了の日から起算して30日以内又は4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 納付金減免事業実績総括表

(2) 納付金減免事業実績書

(3) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定による変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第13条 知事は規則第17条に規定するもののほか、交付決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業について学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従ってその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 私立高等学校授業料減免補助金交付要綱（平成12年3月28日付け、総第967号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年7月分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱は、平成26年度以降に第1学年に入学する者について適用し、平成25年度以前から引き続き高等学校に在学する者（他の高等学校を退学し、引き続き第1学年に入学する者を除く。）に係る本補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年7月分の補助金から適用する。

別表 生徒1人当たり月額減免単価表

(単位：円)

区分	A該当	B該当	C該当	臨時該当
月額減免単価	5, 000	4, 000	2, 000	知事が別に定める額

ただし、第3条(2)エの「その他特別の事情」に該当する場合において、特別の事情が発生した学資負担者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が507,000円以上のときについては、全日制課程にあっては通常のA、B又はCの各該当の月額減免単価に月額9,900円を加算した額を、通信制課程にあっては履修科目のうちの各科目の1単位当たりの支給限度額(4,812円を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を言う。)を履修科目の全ての単位について合算した額(ただし、前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が30を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。)を交付する。

なお、いずれの課程についても当該額が納付金の額を上回る場合は納付金の額を交付する。